

嘉手納町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等民間従業員データ

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円) (A)	平均給与 月額(円) (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額(円) (B)	
嘉手納町	52.8	6	381,817	408,414	405,467	—	—	—	—
学校給食員	52.5	4	377,400	407,471	403,050	調理士	42.6	187,300	2.18
その他	53.5	2	390,650	410,300	410,300	—	—	—	—
沖縄県	47.4	434	324,400	370,428	355,299	—	—	—	—
国	48.8	5,193	287,094	—	320,514	—	—	—	—
類似団体	49.6	13	273,188	292,069	283,639	—	—	—	—

※ 民間のデータは、平成19年7月3日に総務省が公表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」の沖縄県のものを使用。(厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」の平成16年～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 「平均年齢」は、10進法で記載している。

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日における職種ごとの職員の基本給の平均。

※ 「平均給与月額」とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものであり、「平均給与月額(国ベース)」とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出したものである。

※ 類似団体の職員数は、町村類型「Ⅲ-2」68団体の平均。

(2) 年齢別職員数

区分	44歳未満	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
全体		1	1	3	1		6
学校給食員		1		3			4
その他			1		1		2

※ データは平成19年4月1日のもの。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

現業職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）に同じ）の5級制を採用

イ 各種手当

一般職員と同様に該当者へ支給している。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給

ただし、平成20年1月1日の昇給については、標準を3号給、55歳を超える者については1号給を昇給

2. 基本的な考え方

技能労務職員については、退職者不補充の方針としている。

3. 具体的な取組内容

平成元年度以降、新規採用を実施していない。

平成18年度から技能労務職の特殊勤務手当を廃止

平成19年度から55歳昇給抑制措置の導入

平成19年度に給料水準を平均1.2%引き下げ。

勸奨退職による特別昇給の廃止について検討する。

通勤手当の支給額の変更について検討する。

4. その他

技能労務職は、退職者不補充職種であるため退職後については、非常勤職員等によって対応していく。